

2020・11 No.331



あつぎ

法人ニュース



七沢森林公園の紅葉
(写真提供/厚木市)

法人会からの税制改正に関する提言

コロナ禍の中小企業を救う「税制措置」と 未来のための「財政健全化」を求めます！

中小企業を中心として全国約80万社の会員企業で構成される経営者の団体「公益財団法人全国法人会総連合（略称 全法連）」は、9月24日開催の理事会において「令和3年度税制改正提言」を決議しました。

地域経済と雇用の確保の担い手である中小企業は、新型コロナウイルスの影響により、厳しい局面に立たされています。まずは、経営実態等を見極めながら、中小企業が事業を継続するために必要な支援策や税制措置を講じることを強く求めています。

また、我が国財政は地方を合わせた長期債務残高が1100兆円を超過し国内総生産（GDP）の2倍と、先進国

の中で突出して悪化していますが、ここに今回の新型コロナウイルス対策による多額な債務が上乗せされました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。

このため、将来世代に負担を先送りしないよう財政健全化にも配慮することとし、社会保障制度の基本的考え方や国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進などについても提言しています。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体などに対して提言活動を行ってまいります。

令和3年度 税制改正スローガン

■ コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、

中小企業に実効性ある支援と税制措置を！

■ 厳しい財政状況を踏まえ、

コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

令和3年度税制改正に関する提言

ー 概要 ー

- I. 税・財政改革のあり方
1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

新型コロナウイルスの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。また、新型コロナウイルス拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。また、社会保障のあり方は、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。

3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならぬ。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナウイルス対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

- II. 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるように税制の確立が求められる。そうした中で、中小企業は新型コロナウイルスによる深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続し

ていくための税制措置の拡充等が必要である。

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。

(2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。

(3) 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」の延長、拡充。等

2. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナウイルスにより、中小企業が多大な影響を受けている

ことを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナウイルスの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。等

3. 事業承継税制関係

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設
(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実



4. 地方税関係
(1) 固定資産税の抜本的見直し
(2) 事業所税の廃止 等

Ⅲ. 地方のあり方

今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。

そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。
※「税制改正に関する提言」の全文は、全法連または当会ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

フォト・ピックス

《新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、密集・密接・密閉の3密の状態を避け、適切な感染症対策を講じて実施。》

▲会員増強大会

9月3日、レンブランドホテル厚木において、会員増強大会を開催した。同大会は、9月を準備期間として、10月からスタートする会員増強月間のより一層の活性化を図るため、本部役員をはじめ、支部・地区・部会役員等、また受託保険会社に参加を呼びかけ、60名が出席した。

当日は、加入促進を進めるにあたり、関係資料の説明や前年度の会員増強で優秀な成果を収められた方々から、ご自身の体験をもとに具体的な成功事例等の発表が行われた。

源泉部会定例研修会▶

源泉部会は9月9日、厚木アーバンホテルにおいて定例研修会を開催し、26名が参加した。当日は社会保険労務士の三嶽忍氏を講師に招き、「休業に学ぶ就業規則・給与規程の見直し」をテーマに労務関係の諸事項等について研修した。



厚木税務署からのお知らせ

令和2年分 年末調整等説明会 開催中止のお知らせ

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していましたが年末調整等説明会につきましては開催を中止することとしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに年末調整特集ページ

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)

を作成していますので、ご不明な点等ございましたら、こちらのページをご覧ください。

また、ご相談や用紙の請求等につきましては、下記の間合せ先までお願いいたします。

《間合せ先》

源泉所得税関係について	厚木税務署 法人課税第1部門（源泉所得税担当）	TEL 046-221-3261（内線313）
用紙請求、 法定調書関係について	厚木税務署 管理運営部門	TEL 046-221-3261（内線121）
用紙請求（市町村関係）、 給与支払報告書及び 住民税特別徴収について	厚木市役所 市民税課 特別徴収係	TEL 046-225-2011（直通）
	愛川町役場 税務課 町民税班	TEL 046-285-2111 （内線3272、3273）
	清川村役場 税務住民課 課税係	TEL 046-288-3849（直通）

※ 税務署へのお問合せは自動音声案内に従い、個別のご相談、用紙請求（源泉所得税関係・法定調書関係）については「2」番（税務署）を選択してください。

なお、年末調整のしかたなど国税に関する一般的なご相談については「1」番を選択し、電話相談センターをご利用ください。

年末調整に関するQ&A

Q 年末調整の方法について知りたいのですが。

A 年末調整に関する動画（年末調整のしかた、法定調書の作成と提出）を、国税庁インターネット番組Web-TAX-TVに掲載していますので、そちらをご覧ください。

Q 昨年の年末調整との変更点を教えてください。

A 「給与所得控除」、「基礎控除」及び「寡婦控除」の改正、「所得金額調整控除」及び「ひとり親控除」の創設や新たな申告書が設けられるなど、昨年と比べて変更となった点があります。

詳しくは「年末調整のしかた」4ページをご覧ください。

Q 年末調整関係の用紙が欲しいのですがどうしたらいいですか？

A 「扶養控除等申告書」や「保険料控除申告書」など控除申告書の用紙及び法定調書の用紙は国税庁ホームページに掲載していますので、そこからダウンロードしてご利用いただけます。

※ 令和2年10月に国税庁から、控除申告書を作成するためのソフトウェア「年調ソフト」を提供します。
詳しくは次のQ&Aをご覧ください。

Q これまでよりも効率的に年末調整ができると聞いたのですが、どのような方法ですか？

A 令和2年10月から国税庁ホームページなどで提供する「年調ソフト」を利用することで「保険料控除申告書」など年末調整で従業員の方が作成する書類をデータで作成することができます。本ソフトウェアを従業員の方に利用していただくと、控除額の計算が正しく行われますので、控除額の検算事務が省略できるなど、事務の効率化が見込まれます。

また、本ソフトウェアで作成した扶養控除等申告書等をデータで出力し、自社の給与システム等にインポートすることにより、控除額を給与システムに手入力する必要がなくなるなど、さらに効率的に年末調整事務を実施することができます。

※ 扶養控除等申告書等をデータで提出するためには、源泉徴収義務者が事前に所轄税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出する必要があります。

※ 「給与所得の源泉徴収票」などの法定調書は、「年調ソフト」で作成できません。

Q 年末調整の相談や手続をオンラインでできますか？

A 国税庁ホームページでは、年末調整の手続に関する情報を掲載するとともに、ご質問を入力いただくと、AIを活用して自動回答する「チャットボット」を令和2年10月下旬から公開する予定です。

また、従業員の方が作成する書類については、前述している「年調ソフト」を利用いただくことでデータで作成することができますので、ぜひご活用ください。

Q 税務署などへの書類の提出をオンラインでできますか？

A 源泉所得税の納付や徴収高計算書の提出、法定調書の提出は、e-Taxで行うことができます。

なお、ダイレクト納付をご利用いただければ、金融機関や税務署に出向く必要がなく、即時又は納付日を指定して納付を行うことができます。詳しくはe-Taxホームページをご確認ください。

また、「給与所得の源泉徴収票」は、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用することで、「給与支払報告書」（市区町村へ提出するもの）も同時に作成し、税務署と市区町村にそれぞれ提出することができますので、ぜひご活用ください。
詳しくはeLTAXホームページをご確認ください。



株式会社 CCファーム 代表取締役 大嶽圭子

想定外に負けない！企業づくり

緊急事態宣言の解除後も、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の威力は、拡大し続けています。

「ワクチンが開発されなければ終息は望めない！」という声もありますが、既に多くの中小企業にはそんな時間の余裕はありません。厳しい時期が長くなれば、その分、企業は体力を失っていきます。

では、どうすればこの厳しい局面を乗り切ることができるでしょうか。

企業を取り巻く 社会の動向

東京商工リサーチが7月8日に発表した6月の企業倒産件数（負債1千万円以上）は、前年同月比6.3%増の780件と今年最多

となりました。

その内、新型コロナウイルス関連の倒産は94件と、2月以降最も多い件数になりました。しかし、倒産原因は、本主にコロナウイルスによるものなのでしょうか？

中小企業の業況を見てみると、平成27年度国税庁データでは、企業数における大企業の割合は0.3%。

残りの99.7%が中小企業とされ、その中で、黒字の中小企業は35.4%で、大多数を占める64.3%の中小企業が赤字だということです。

社員の皆さんは、自社の財務状況を把握していますか。確かに、コロナウイルスは企業に大きな打撃を与えました。

ですが、倒産原因を正し

く分析してみれば、コロナウイルスが発生する前から、経営不振の企業も少なくないということが想定されま

す。企業を取り巻く問題や課題は、他にもあります。

1つは、少子高齢化による生産年齢人口減少の問題です。

今年の8月5日に総務省が発表した人口動態調査では、1月1日時点での日本人は1億2427万1318人。前年から50万5046人減り、2009年から11年連続となりました。

そして、15〜64歳の生産年齢人口は日本人全体の59.3%と、こちらも3年連続で6割を切り、過去最低を更新しました。

つまり、生産年齢人口が

減少すれば、国内のGDPが低下する可能性が高いということです。

2つ目は、AIです。

2015年12月に、裾野村総合研究所は、国内601種類の職業について、人工知能やロボット等で代替される確率を試算しました。

その結果、10〜20年後に、日本の労働人口の約49%が就いている職業において、代替することが可能という推計結果が得られたと発表

しました。自身が担っている仕事は、AIには代替え出来ない付加価値を持ったものでしょうか。

3つ目は、働き方改革です。『働き方改革関連法』は、2019年4月から施行されました。この法律は、「長時間労働の是正」、「正規・非正規の不合理な処遇差の解消」、「多様な働き

方の実現」という3つが柱になっています。

新たな働き方を進める中で、皆さんは今まで以上の生産性を向上させることが

できるでしょうか。

想定外を 見据える

ここ数年、『想定外』という言葉をよく耳にします。

しかし、経営者の皆さんは日頃から広い知識を駆使し、物事の本質を見定めながら、想定外の事態を招かぬよう、未来に向けて自社の方向性を定めているはずで、こうした問題にも対策を立てているはず

とすれば、倒産に至る要因は、社会情勢が激しく変化していくにも拘わらず、企業体制が変わらない、あるいは変えようとしていないからではないでしょうか。

もちろん、どんなに対策を立てても、想定した以上の『想定外』は起こりうるものです。

2020年、多くの日本国民は、血沸き肉躍る暑い夏を迎えるはずでした。1964年以来56年ぶりとされる夏季五輪の開催都市が東京に決定したのは、201

3年9月のこと。

今もIOCのジャック・ロゲ会長が「Tokyo」と発表したシーンや、その年の流行語大賞にもなった「お・も・て・な・し」というプレゼンションは、記憶に新しいものでしょう。

しかし、コロナウイルスという未知なるものの出現により、残念ながら開催は一年先に延期となりました。

これは、想定した以上の『想定外』にあたるものかもしれません。しかし、私がかねてから、企業で行う研修において、『東京五輪後の経済』を想定して話をしてきました。

五輪開催国は、会場の建設やインフラ整備拡充を始め、観光などに関わる業界は需要が拡大する見込みがあります。

事実、東京五輪決定後の日本でも、各競技場の建設やインフラ事業の整備拡充、外国人観光客増加による旅行業界や宿泊施設の需要が伸び、ひいては雇用促進に

もつながりました。

その反面、開催後には経済刺激効果は消失し、一変して経済成長率が鈍化するのではないかと言われてきました。

1964年夏季五輪後の1965年には、高度成長期の最中にも拘わらず、『昭和40年不況』とも呼ばれ、日本の実質経済成長率（実質GDP増加率）は、1964年11.2%でしたが、1965年には5.7%まで鈍化しました。

その原因は、五輪開催によるものばかりではありませんが、過去の多くの五輪開催国でも開催後には同じような経済の鈍化がみられました。

今回のコロナウイルスによる経済への影響は、東京五輪後の経済低迷とは比較にならないものかもしれません。

そして、最大の問題は今が経済低迷の底ではないという事です。

企業は第二波、第三波に

備え、全社員が自己の役割から事業継続のために、想定以上の『想定外』の事態を見据え、何を行うべきなのかということは今、考えなければいけないのです。

有事を想定する意識と行動

コロナ禍でも、全ての企業が低迷しているわけではありません。

直接的な打撃を受けた業界ですら、顧客ニーズを掴み、奮闘している企業もあります。

例えば、インバウンドが望めないホテルでは、ビジネスパーソン対象にネット環境の整ったオフィスとしての提供を始めました。

飲食店では、テイクアウト用のお弁当販売や、キッチンカーでの販売、またクラウドファンディングを活用して、お客様に支援して頂くなど様々な取り組みをしています。

また、自社のコアな部分を活用して、コロナウイル

ス対策として、新たな製品を素早く製造する企業もあります。

クリーンルームを持つ企業では、紙マスクの製造を始めました。

また、プレカット工場を持つ建材店では、飛沫防止用のクリアパネルを製造しています。企業研修を行っている弊社でもZoom研修を始めました。

企業のみならず、個人レベルでも同様の動きがみられます。

業界によっては、緊急事態宣言を機にテレワークが始まり、急遽、自宅が職場となった人も多かったと思います。

そんな中、仕事と家庭の板挟みにパフォーマン스가下がる人もいれば、自己規律を設け、今まで以上に成果を出す人もいます。

また、どちらかと言えば、ワークライフバランスは、女性に限っての働き方と想っていた男性が、子育てに関わりながら仕事を

中、バランスが保てない人もいれば、パートナーの頃の頑張りに気づき、パートナーと役割分担を見直す人もいます。

いずれにしても、想定外の事態が発生した時こそ、本来の企業の強さや個人の力量が見えてくるのです。今後も様々な社会の動向により、企業や個人にとって、想定以上の事態が増えることでしょう。

地震や豪雨、台風といった自然災害の多発も想定されます。

それらに対して、『想定外』とか『100年に一度の…』という言葉で、「仕方がない」とごまかし、思考停止に陥るといふことはないでしょうか。

コロナ禍を好機として、日頃から5年、10年、20年先を見据えながら、「有事を想定する意識」そして、「有事だからこそその素早い行動」に心して取り組み、『想定外』に負けない企業をつくり上げましょう。

お客さまの心をうごかす文章の書き方

一般社団法人随筆春秋 代表理事 荒川十太

名人枝雀のこと

コロナ騒動が起きて新しい生活様式になってから、お客さまになかなか会えなくなりました。郵便や電子メールの役目も大きく広がってきたと言えましょう。

でも実は「お客様のことをうごかす文章のコツ」などというものはないのです。いきなり表題を否定してすみません。そんな便利なものはありません。あったらいいなとは思いますが……。

人が心をうごかすときは、その人の内面が震え出してしまうのです。ですからそれを外から引き出す文章が、良い文章だということは言えるでしょう。

震わせるためには掴んでいてはダメです。ワイングラスを爪はじくように、ピン！という刺激

を与えることです。

脚本家の布勢博一先生から聞いた話です。

先生の娘さんが五才くらいの時、落語の小ばなしを教えてあげました。

与太郎が夜空に向かってしきりに竹ぼうきを振っています。与太郎のオヤジが、

「おい、何してんだ？」

与太郎は汗をふきふき、「いや、なあにね。ほうきで、お星さまをはたいて取ろうと思ってる……」

それを聞いたオヤジが、「バカやってんじやねえ。」

そんなんで取れるもんか、どうせなら屋根に登ってやれ」

娘さんそこまで聞いて、「与太郎もバカだけど、オヤジさんもバカだねえ。屋根に登ったって届くわけないのに」

と云って大笑い、先生も、「そうだね、バカだねえ」

と笑いました。

娘さん真顔になって、「お星さまに届かすなら、東京タワーのてっぺんでやらなくちゃね」

先生はいっそう大笑いしたそうです。この話、たまたま枝雀の楽屋にいったとき話したら、枝雀が感心して、

「そら、オモロイお嬢さんですなあ」

そしてすぐさまオチをつけて、

「場面が変わりまして、ある山里に住むおばあさん。しきりに夜空を気にしておりました。おじいさんを呼んで言いました。おじいさん、見てくださいな。今夜はどうも星の数が少ないような気がしますよ」

先生は、さすが名人といわれる枝雀だと感動したそうです。

小ばなしは滑稽ネタの配

列がAからA A Aなのです。

娘さんがさらにA A Aと三つ重ねました。聞き手はもうお腹いっぱいです。

このうえもしA A A A A Aというネタのつみ重ねを聞かされても、「くだいなあ」と思うだけで、もう誰も笑わないでしょう。

枝雀はAから離れて、ボンと別の場面を持ってきました。聞き手はどうでしょう。

与太郎なのか、女の子なのか、あるいは自分かも知れませんが、夜空を竹ぼうきで掃いて星を落としていく映像を頭にえがいて、それぞれ自由に、空想のつばさを広げて楽しめたのではないのでしょうか。

布勢先生の話は以上です。

書くときの心がけ

それでは書き始めましょう。

はじめに文章の長さですが、ビジネスではコンパクトな量が好まれます。

郵便なら便箋一、二枚、電子メールなら画面を一度だけきり替えるくらいがちょうど良い長さです。

コンクール審査でたくさん作品を読んでいるとわかるのですが、心をうごかす適度な長さというものがあります。

便箋一枚でじゅうぶんです。長くなると言いたいことが薄まるか、説明がくり返されてしつこいか、ヤマがたくさんあって焦点ボケしてしまいます。

次に伝えたいことを下書きしましょう。

まだ敬語を使わず、あらすじだけで構いません。一番のおすすめは自分が感動したことを書けば、相手もきくと感動します。

二番目は急がせる内容を。三番目は笑わせる内容を。いちどに三つは選りません。どれか一つだけ選んで書きましょう。

ビジネスに使う手紙は自分とお客さまについて書く

ことが大切です。特に主役はお客さまです。あらずじが書けたら膨らませます。

まず敬語に直し、伝えたいことがわかるよう説明し、数字、日時、地名、人名など許される限り具体的なものを書きます。

とどこどころ会話文にしてリズムをつけることも良い方法です。

それからここがコツですが、ひらがな七割にたいして漢字を三割におさえます。

ひらがなの部分はサッと読めて心に入り込み、漢字は目で留まって頭に向かうと覚えておいていただければと思います。

膨らませ終わると便箋三枚どころか、七、八枚になったかも知れません。それで良いのです。つぎに徹底的にけずる作業をします。

手紙を読みかえして、どこで感動しましたか。急がなきやと思ったり、口を開けて笑ったりしましたか。

そこがこの手紙のキモになります。赤鉛筆で囲っておきましょう。

そしてそれ以外のところは全部バツして削ってしまいます。これでいきなり半分以下になったらうと思えます。

さらに要らないところの削りかたを申し上げます。

よく言われるのですが、手紙に私という字は必要ありません。書いているのが私だからです。

つぎに誰でも知っていることは要りません。堅苦しい言葉はなくしましょう。

接統詞もできるだけない方が良く、形容詞もできるだけない方がいいと言われます。

理屈っぽいのは感動する手紙と対極です。具体的に書くことと理屈っぽく書くことはちがいます。

美しい花と書くよりも、その形、色、香りが具体的に描き出されてはじめて、その美しさを感じるようになります。

同じ語のくり返しや、月並みでどうでもよいような表現、矛盾、蛇足、ぜんぶ取り払います。

だいぶすつきりしたので

はないでしょうか。

最初に膨らませた文章を捨てるのもつたないからといって、行や字を詰め込んだり、漢字をたくさん使ったりするのはあと戻りです。

だいぶ捨てたなあ、別の手紙に使おう、くらいに思ったほうが良いのです。

はじめとおわりをひと工夫

そして最後は、切り口と締めくくりの工夫をしましょう。出だしのところは興味をひくように書くことです。時候の挨拶などは一行でじゅうぶんです。うまい出だしが思いつかなかつたら、手紙だけどもあえて題名をつけると良いと思います。

締めくくりはくどくならないように、結論を念押しして書くのをやめましょう。

よほど自分のスキルよりも下の相手でないかぎり、ヤマ場でポンと筆をおいたほうが、余韻が残ります。

極端なはなし、
「私にはどうしたら良いか

わかりません」で手紙が終わっていても、お客さまはちゃんとその先を考えてくれます。

結論には意外性を持たせると良いと言われますが、それはなかなか難しく、やはり元になる出来事がないとそんなにうまくは書けません。

たとえばこんな話があります。

のちに有名になった詩人が少年時代に放蕩していて、留置所に入れられたのですが、口うるさい、怖い母が迎えにきました。

先に立って歩く小柄な母が肩越しに、
「お汁粉でも食べていくかい」

詩人はそのひと言で涙が止まらなくなったといえます。

こういうエピソードは本当にあったことではなければ、なかなか思いつきませんし、リアルでなければ読む人の心を震わせるには至りません。目ごろからエピソードは心して拾っておきましょう。

悲しい話はユーモラスに書かなければ、受け止めてもらえないので注意が必要です。

あるクラス会での話ですが、死んだ娘からの手紙を読み上げたご婦人がいて、最初は涙を誘いましたが、途中からあまりの聞きづらさに饜飩を買ったという例もあります。

笑い話は大まじめに書くとお面白さが増します。深く書ければもっと効果的です。

学術的な話はいちど庶民感覚で分解して、とてもわかりやすく書いたほうが無難です。

手紙は書きなれると苦ではなくなりま。

郵便、メール、驚くほど低コストです。同じお客さまにくり返し出して、
「お手紙、何度も何度も下さって、ていねいにありがとうね」と言ってもらえるのも、お客さまの感動のあらわれです。

一般社団法人随筆春秋
1993年3月創刊の同人誌随筆春秋をメインに、書くことが好きな仲間が活動している団体。会員数は約100名。創刊時から作家の佐藤愛子先生のご指導を仰いでいます。

インターネットセミナーのご案内

本会ホームページから無料で視聴できます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。多彩なセミナー動画を常時公開していますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。

- ◎インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用できます。
- ◎映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◎忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。
- ◎社内研修や自己研鑽などにご活用ください。
- ◎本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。



【 無料記帳指導制度のご案内 】

東京地方税理士会厚木支部のご協力を得て、税理士関与されていない方を対象に、記帳指導を行っています。この制度は、東京地方税理士会厚木支部の担当税理士が、皆様の会社の事務所に直接訪問して3回程度記帳指導を行うもので、指導料は無料です。ご希望の方は法人会事務局までご連絡ください。

ぜいきんクイズ、その他各種のお申込み・応募先は、法人会事務局まで
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15（厚木商工会議所3階）
公益社団法人 厚木法人会 事務局
TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808
E-mail info@a-netor.jp

個人情報の取扱いについて

当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

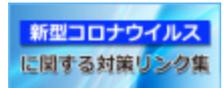
【 無料相談のご案内 】

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局（Tel221-1055）または下記事務所へお電話してください。

- 浅岡信一税理士事務所
厚木市旭町2-2-18
電話（046）229-7030
- 税理士法人あいかわ 和田明
愛川町春日台5-4-8
電話（046）286-2256
- ライトハウス税理士法人
厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階
電話（046）222-8800
- 村松マユミ社会保険労務士事務所
厚木市栄町1-5-4-504
電話（046）225-0725
- 八木章 司法書士事務所
厚木市水引1-15-17 小島ビル2階
電話（046）297-3105
- 司法書士 石垣公雄事務所
厚木市寿町3-4-5 米山ビル301
電話（046）221-5556

新型コロナウイルスに関する対策リンク集

本会HPには、「新型コロナウイルスに関する対策リンク集」を掲載していますので、ぜひご覧ください。また、テキストや研修用動画を公開しておりますので、ご活用ください。



テキスト

- ◇令和2年度税制改正のあらまし
- ◇わかりやすい
会社の決算・申告の実務（決算法人用）
- ◇新設法人のための
会社の税金ガイドブック（新設法人用）

研修用動画

- ◇これだけは知っておきたい「決算」対策（決算法人用）
- ◇経営に差がつく！知って得する「税」のお話（新設法人用）

新入会員紹介

期間 [令和2年7月～令和2年9月]

地区・支部名	会員名	地区・支部名	会員名
寿 町	株式会社 ARK	小 鮎	社会福祉法人 神奈川やすらぎ会
中 町	和彩 扇翠	妻 田	石井ハウジング 株式会社 ピアット
厚 木 西	フィリップモリスジャパン 合同会社	南 毛 利 北 西	株式会社 イマイ仮設
厚 木 北	仲野 光子	愛 川 第 1	アルアル猪鹿肉販売所 合同会社
旭 町 西	パブスナック ロマネ	※ 機関紙等の公開に同意いただいた新入会員を掲載しています。	

会員増強運動にご協力をお願いします！ 新入会員さんをご紹介ください — めざします 企業の繁栄と社会への貢献 —

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約80万社の会員企業、41都道県に440の会を擁する全国でも有数の団体となっています。

法人会は「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」を柱として活動する経営者の団体です。公平で健全な税制の実現を目指し、「税制改正に関する提言」を国・地方自治体に行っています。また、会員をはじめ、地域住民の皆さんを支援する各種研修会や講演会、税の啓発や租税教育、地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を展開しています。

法人会活動に参加することで、様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を広げることができます。

さらに、女性経営者や経営者夫人のための女性部会、次世代を担う若手経営者のための青年部会などを設けていますので、これらの部会に加入されますと地域の皆さんとの交流の和がより一層広がります。

法人会のキャラクター「けんた」



今年も会員増強月間として、10月から12月の3ヶ月間を設定しています。ぜひ、お近くのお仲間をご紹介いただきますようお願いいたします。
※1社入会につき、紹介者へクオカード(1,000円分)をお贈りしています。



発行所／公益社団法人 厚木市栄町1丁目16番15号 電話046(221)1055 FAX046(222)3808

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの 手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 ※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

■ 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp